

## 第1回 保育タスクフォース議事概要

1. 日時：平成21年5月14日（木）13：30～14：25

2. 場所：永田町合同庁舎2階 B会議室

3. 項目：厚生労働省からのヒアリング

保育所の最低基準の見直しについて

4. 出席者：【規制改革会議】翁主査、安念副主査

【厚生労働省】雇用均等・児童家庭局保育課 課長 今里 讓 氏

課長補佐 伊藤 経人氏

【規制改革推進室】鈴木室参事、岩村企画官、事務局

5. 議事：

翁主査 今日はどうもありがとうございます。1時半から2時半までという短い時間ですけれども、今日は「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」を、このたびまとめられたということでございますので、少し御説明をいただきまして意見交換させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

今里課長 よろしくお願いたします。私どもの方で、今日の「保育所の最低基準の見直し」ということで御指摘をいただいていたことに関して、特に調査をして、科学的・実証的な検証に着手をせよということでございました。御案内のように、その後のフォローということで「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」というものを実施してきたわけでございます。資料2と4が「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」でございます。

御案内のように、「規制改革推進のための3か年計画」の方で、今日、資料1としてございます御指摘をいただいているのと同時に、地方分権の方の改革推進要綱におきましては、保育の質の確保のための方策を前提としながら、地方自治体が創意工夫を生かせるような方策を検討するということが決められているわけでございます。これらのいろいろな指摘を踏まえまして、この「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」をスタートさせたということでございます。

資料4に研究事業のことが書いてございます。1番上の1と2の枠のところに書いてございますのは、今ほど御説明した規制改革と地方分権で御指摘を受けている内容ということで、実施の目的というのはそこに書いてございます。保育の質を確保するということは大切でございますので、乳幼児の生命安全の保持や心身の健全な発達保証という観点から、現行の構造基準による設備の基準ということではなく

て、子どもの生活活動を支える機能という面から、基準というものについて検討を行うということが趣旨でございました。

その下にメンバー表がございますけれども、乳幼児施設に係る建築設計の専門家、がついている定行委員長でございますけれども、そういった分野の専門の方でございます。この方を委員長にお願いいたしまして、そのほか、建築設計の専門家、児童発達の専門家、自治体関係者、更に保育関係者、保護者会という形で委員を構成をさせていただきます、ここのところの検討を行ったところでございます。

同じ資料4の2枚目でございますけれども、基本的な保育所の施設設備等に係る基準の考え方というものを、そこの研究事業でまず御議論をいただきました。そうしたところ、3つございまして、1点目は、保育所保育指針、どのような保育をするかということが決められていることでございますけれども、これに基づく保育ができるような保育環境を整えられること。これは、例えば、いろいろな活動があるわけで、活動のために環境を設えるということが保育所保育指針に書かれているわけでありましてけれども、それを実際の現場で具体的に展開するには、どのようなパターンの保育者と子どものかかわりがあるとか、あるいはどういう向き合いがあるとか、そういったいろいろなパターンがあるわけですが、そういったものについて、それができるような保育環境を整えるために、施設設備の基準を考えたければいけないのではないかということでございます。

それはどういうことかといいますと、保育所保育指針で改めて示された考え方として、保育というのは単に子どもを預かっているというだけではなくて、教育と養護の両面から成るものであるという考え方がございます。そういたしますと、ここには「詰め込む程度の環境」というような言い方で書いてありますけれども、単に何とかそこでぎりぎりいられればよいということではなくて、今、申し上げたような保育としての活動がある程度できる、子どもに対して、1人ひとりに適切な支援が保育者の方から行えるような場というものが必要である。そういった広さを確保する必要がある。そういった機能を発揮できるような空間を確保する必要があるということが1つ目の考え方でございました。

2点目でございますけれども、人が作業をするというときに、無理なくその作業をする。例えば、子どもが食事を食べる、保育者の方が介護する、手伝うというような場面であるとか、いろいろな場面があるわけですが、そういったときに無理なく動くために必要となる空間領域、これを「動作空間」と今回の研究では呼んでいるといいますか、もともと建築設計の考え方にそういうものがあるそうでございますけれども、これと動作空間から成る、あるまとまった生活行為ができる空間領域ということで「単位空間」。この「動作空間」とか「単位空間」というもので何が必要なのかというふうに考えていこうというのが2点目の考え方でございました。

それから、3点目は、食事の場と昼寝の場を分ける「食寝分離」的な考え方を基本とするということでございます。保育所の1日の子どもの生活というものを考えますと、来て、いろいろな遊びであるとか活動をして、その後、お昼御飯が必ずあるわけです。お昼御飯があると、ほぼ間違いなく、その次にはお昼寝が待っていて、その後、また何らかの活動をしたりするというような形になるわけです。布団を敷いたりするときというのはどうしてもほこりが立ったりするということがあります。同じ場所で連続的に、あるいは一方で食事を食べていながら、その同じ場所であるとか、すぐ横で布団を敷くというような形の活動ということになりますと、衛生上の観点から問題があるというふうに、このところで設定をされました。

保育所の子どもの場合、月齢差によっても非常に食べるスピードが違いますので、一斉に終わったりとか、一斉に始まったりということはとてもできませんので、このところも空間として分けていく、場を分けるという考え方を基本とするということがとられたわけであります。

、に、なぜ採用するのかという理由が書いてございますけれども、「食寝分離」というのは戦後日本の住宅計画の基本となる考え方であったというふうに聞いております。そういった形で生活の質を確保するというところで住宅の建築設計が行われている。保育所もそれに沿ってというか、それと同様、子どもが生活する場であるということ踏まえると、食事の場と昼寝の場を分けることが望ましいのではないかと。

それから、保育所保育指針は、先ほど申しましたけれども、1人ひとりの心身の発達の個人差が大きい、それに応じて適切な援助、環境構成が必要だということになっておりますので、食事のリズム、睡眠の量が、完全に同時に行うことを無理強いしますと、発達にも影響が出るのではないかとということがございますので、そのところは個々の発達に応じた生活ができるようにということが重要である。

先ほど申しましたように、非常に具体的な話ですけれども、布団を敷く際に、どうしてもほこりが非常にたくさん出ます。これは実際に量が測定されております。そうすると、衛生面の観点から、そこは分ける必要があるだろうというようなことで「食寝分離」というものが保育所の環境空間を構成していく上で、1つの原則として今回の研究事業に設定をされたところでございます。

こういった1、2、3の考え方を設定した上で、科学的・実証的な研究を進めたところ、3枚目になりますが、今回の研究事業では、2歳未満児の保育のために必要な部屋の面積は1人当たり4.11平米が必要となるだろう。それから、2歳以上の子どもの保育のためには、1人当たり2.43平米が必要であろうということが今回示されたわけであります。それに加えて、保育の質の更なる向上ということに向けて、保育所のそれぞれの機能に応じた定性的な基準としてのガイドラインというものも同時に示されたところでございます。

ちなみに、現行の面積基準は、2歳未満児ということですので、乳児室、またはほふく室を置くことになっておりまして、乳児室であれば1.65、ほふく室であれば3.3というのが1人当たりの面積でございます。2歳以上児の場合は、保育室または遊戯室、これは1人当たり1.98平米が最低必要だというのが現行の児童福祉施設最低基準でございます。

同時に、今、御説明申し上げました現在の面積基準というものについて、どう評価するのかということはこの研究の場でも評価をしていただいたわけでありまして。そうしたところ、現在の最低基準で60年近くやってきているということですので、保育を行うことは全く不可能というほどまでの状況は見られなかった。ただ、先ほど申しました、今回新たに空間の基準を考えていくときの「食寝分離」というものが犠牲になる場面も出るということで、現行の基準には課題があるということが指摘されたところでございます。

ということでありまして、現在の面積基準より下の基準というものは、1人ひとりの子どもの発達に応じた保育をより困難にってしまうということですので、現行の最低基準以上であることが必要であるというのが、この研究委員会の結論でございます。

更に研究委員会の方から出された事柄といたしましては、研究事業での面積基準というものは上の2つ、現行の基準についての評価と、今回研究した結果では、このぐらいの広さが必要だという基準が出たわけですがけれども、現在の保育所の収容能力、例えば、待機児童の問題とか、そういったものもあるわけです。それから、国や地方自治体の財政状況といった全体の事情を総合的に勘案して、国で更に議論を行って取扱いを決めるべきであるというふうに研究事業側の結論として出されたということでございます。

こういうふうに、研究事業そのものとしても、研究としてはこうけれども、実際にはいろいろあるだろうから、更に議論をしてくださいという形で、いわば役所の方に投げられているという形でございますので、その指摘を受けて、私どもとしましては、今回の研究事業の結果を受けて、待機児童の状況、それから、地方自治体、国の財政状況、そういったものを総合的に勘案する。それから、中期プログラム等に基づく地方財政の配慮といった財政支援の在り方も今後、課題となってまいりますので、そこら辺のところを踏まえて、知事会、市長会など、地方自治体関係の方々ともよく相談をしながら、政策的な議論を行って、規制改革会議と地方分権委員会から指摘を受けている形をどう実現していくかということを検討していくというふうに今、考えているところでございます。

簡単ですが、以上です。

翁主査 御説明どうもありがとうございました。

今日、この研究事業の総合報告書をいただいたので、全部拝読していませんから、確認をさせていただきたいのですが、まず1つは、私どもの方の「3か年計画」では、地方公共団体が独自に実施している保育等も比較対象として御検討いただきたいということをお願いしていましたが、この点についてはどのような比較観察や分析とか、実態調査というようなことに取り組みられたのか、教えていただきたいということです。

伊藤補佐 それについては、実際、幾つか保育所の現地調査を行ったのですが、その中の1つに東京都の認証保育所も入っています。結論としては、やはり面積的に狭いこともあり、1つの行動から次の行動に移る際に、例えば、玄関のスペースで子どもが待たざるを得なかったり、複数の遊びができなかったりとか、なかなか問題があるとの指摘がありました。確かに保育をやろうと思えばできるのですけれども、本当の保育、いわゆる保育所保育指針に基づいて行うべき保育という観点から考えるとなかなか難しいとの指摘がありました。このような現地調査以外に認可保育所も現地調査等を行い、最終的に考え方として、そういうのも踏まえた上で、今回、報告としてまとまったという形になっています。

翁主査 認証保育所、つまり、認可保育所以外のところについては、具体的にどういうところを幾つぐらい訪れてやったのかということは書いてあるのでしょうか。今、いただいたので見ていないのですけれども。

伊藤補佐 その報告書の中にもございますが、アンケート調査なり、現地調査なりをしているのですが、現地調査の方は認可保育所も含めて全体で6つか5つぐらいとなっています。

翁主査 認可保育所を含めて。では、それ以外は。

伊藤補佐 1つだけです。

翁主査 1つしか行っていらっしやらないですか。

伊藤補佐 はい。あと、アンケートも、いくつかの認可外保育施設が入っています。

翁主査 アンケートは、具体的にどういった所に、どういうアンケート調査をされたのですか。

伊藤補佐 全社協の方の組織を通じて、全国の保育所に調査をしています。

翁主査 それは認可ですか。

伊藤補佐 いえ、認可外も含めてです。

翁主査 利用者に対してですか。

伊藤補佐 今回はあくまで施設設備の話ですので、利用者ではなく、施設関係者に対して行っています。保育所のそのような施設設備関係の調査を認可外の方にも出してあります。

翁主査 アンケート調査についても、これに載っているんでしょうか。

伊藤補佐 載っています。

翁主査 そうですか。これは後で拝読します。それはどこに書いてありますか。33 ページですか。

伊藤補佐 そうですね。それは母数が少ないので、余り参考にしにくい部分もあるのですが。

翁主査 これですか。東京都の認証のうち、55 箇所配布して、そのうち 10 箇所から回答があったということですね。

伊藤補佐 そうです。

翁主査 わかりました。時間の制約もあったと思いますが、認証保育所をたった 1 つ見ただけでどのぐらいわかるのかなという感じもしますけれどもね。

伊藤補佐 当然ながら認証保育所も複数あって、最低基準を満たしているようなものもあれば、満たしていないようなものもある。満たしているものであれば、ほとんど認可保育所と同じ面積基準ですので、それについては、普通の認可保育所と似たような感じになっていると思いますので、低いところについても見させていただいて、見た結果、そういう結論になっている。

翁主査 具体的な問題点というのは、1つは複数の遊びができないというお話がございました。あと、具体的に、ほかにどんな点が挙がっていますか。

伊藤補佐 総括的には、やはり一定の広さがないと、例えば、先ほど課長が申し上げたように食寝分離ができないとか、やはりそういった面積のところ課題です。

翁主査 面積の面が1番大きなネックだということですね。

伊藤補佐 そうですね。

翁主査 何か、この調査に関して御質問はありますか。

安念副主査 私は全く素人ですが、「3か年計画」によると、科学的・実証的な検証をするということになっているわけですが、ここで言う科学というのは、どういう学問体系のことですか。つまり、どういう観点から何を調査すべきであるという学問体系が既に先行していなければ、科学的な検証というのはおよそできないわけです。例えば、喫煙と肺がんの関係であるならば、それは単にありそうだということではなくて、疫学という統計的な手法が確立されているからこそ学問的な検証ができるわけです。これについての先行する学問というのは何ですか。

今里課長 むしろこれは規制改革会議から御指摘を受けたことでありますので、どうお答えしていいのか、ちょっと困るところもあるんですけども。

安念副主査 いえ、規制改革会議は指摘したけれども、「3か年計画」は閣議決定ですから、皆さんも同意しておられるわけです。したがって、当然ながら、ここでは科学というものの前提がなければならぬわけです。どういう学問なんだろう。例えば、肺がんと喫煙の関係で言えば、それは疫学です。疫学という学問が先行しているわけです。そうすると、ここだって、科学的・実証的に検討しなければいけないわけだから、学問体系が先行していなければ、それは科学とは言えない。そこで言う科学というのは何であるか。課長ご自身がそういう科学の御専門である必要は全然ないのであって、例えば、こういう大学にこういう先生がいて、こういう研究をしている、という種類のお答えであっても構わないと思いますが、それならどうですか。

今里課長 考えられることとしては、建築学でしょうね。建築学で、当然、部屋

の広さというものは、人間の体の大きさとか、あるいはその動作とか、そういうものによって決められているわけでございます。御承知のように、例えば、建築基準などというものも、そういったもので安全の観点などから決められているということです。この場合ですと保育所ですから、子どもが朝、当園してきてから、最後に出ていくまでの間に、こういうような動作をするとすれば、それにはこういうような場が必要であろうということを建物に落とし込んでいくのは建築学ということになるかと思えます。そして、その基となる子どもの活動と申しますか、行動と申しますか、それは保育学ということになるかと思えます。

安念副主査 その保育学で、例えば、面積とか空間というものと子どもの心身の発達についての統計学的な研究というのは蓄積されているわけですか。私は糾弾して申し上げているのではありません。私自身が何も知らないので、そういうものなのかなという、知的好奇心で伺っているわけです。

今里課長 先行研究があるかどうか、あるいはそういった統計と申しますか、調査のサンプルというものが長年にわたって蓄積されているかどうか、それが更には子どもの発達にどういう影響を及ぼすかというものに、おっしゃるような意味での科学的先行研究があるかどうかは調べてみないとわかりませんが、ただ、今回、実証的なというのは、まさに子どもがそこで動く場面というものを、保育の専門の方も交えて見て、これであれば経験的に、こういった活動をするのが無理になっているとか、あるいは、これであれば十分できているであろうというような観点から検討を進めたという部分がございます。

安念副主査 現場を見るだけでは実証とは言いません。実証という以上、勿論、現場を見ることはマストだけれども、現場を見て得られたデータをどう評価するかとなれば、そこから先は先行する学問体系がなければできないことです。学問体系のないところで、実際に現場に携わっている人が見て、こういうものだったというのは、これは科学とは言わない。「3か年計画」には科学と書いてあるわけだから、科学的でなければいけないんです。科学があるかどうかは課長や厚労省の責任ではありません。科学的な根拠がないということは、科学にとってものすごく重要な知見なんです。ないならいとおっしゃっていただかないと。専門家だからといって、悪いけれども、これをざっと見た限りでは、これはつかみの印象を言っただけです。統計的な処理は何もなされていないし、ただこうですねと言っているだけです。申し訳ないが、これは科学とは言わない。

食寝分離をしていると、健康上、あるいは発達上、その他知能上、そうでない場合と比べて有意差があるかどうかというのが、科学ということをするならば、最

低限の要請です。勿論、これをやるには、予算は要るし、専門家は動員しなければいけないわけだから、御省のリソースでそれが理想的にできるかどうか、これは全く別問題です。別問題だが、科学というのは、私はそういうものだと思います。

そうでなくて、ただ保育園をやっていますという人の意見をどれだけ聞いても、私が保育士なら、もうちょっと広い方がいいです、お布団は別の部屋に敷きたいと言うのが当たり前です。私だって、親なら、そうしてほしいのは当たり前です。しかし、ここで問題にしているのは、そうしてほしいという話ではなくて、そうでないといけないという実証的な、科学的なデータ及びそれを評価する学問的な根拠があるかということです。そうだとすると、建築がどうですというだけでは何とも言えない。つまり、何とも言えないことは何とも言えないというふうに言うのが学問としては誠実な態度です。どんなものでしょう。

今里課長 科学的・実証的という言葉の意味は、恐らく、専門である。

安念副主査 いえ、何も専門ではありません。

今里課長 いえ、学者として。私どもは学者ではありません。行政官ですので、科学に携われる方としてはおっしゃるとおりだと思いますけれども、他方、同時に、今、お話の中にもありましたように、私どもの限られた時間の中でということと、リソースというところまで含めて考えますと、今、副主査もおっしゃったように、限りのあるところでの範囲の可能な限り、あえて言えば、かぎ括弧つきの科学的・実証的といいますか、あるいは科学的・実証的に限りなく近づこうとした努力をしての結果ということで、そのところは御勘弁いただけないかと思うんです。

安念副主査 それはごもってもです。だれだって、たっぷり時間かけて世界最高の学者を集めてやりたくても、それはできるものではないから、課長のおっしゃっているのはそのとおりだが、ただ、先行する学問的な体系がかちとしてないところで、結論として4.何平米というのは出ない。それは学問しか出せない。既存の学問の体系がないのに、結論としてはこうですと出すのは、それは学問的には不誠実極まるというか、はっきり言って傲慢です。それは課長が傲慢だと言っているのではない、ここで言っている、自称専門家と称する連中が、学問という見地から話にならないと申し上げている。

今里課長 そのところは、私ども保留させていただきたいのは、1点目の問いに対して、私、自分が準備不足で申し訳ないんですけれども、そのところが先行する研究の実績がどれだけあるかどうか、仮にもしないところでということであ

れば、今の御批判は甘んじて研究グループは受けなければいけないと思います。

安念副主査 けれども、先行研究の引用がないでしょう。科学的というなら、先行研究の引用とか、既存業績というのは巻末に全部べたっと載るものです。それは学問のルール・作法であって、それを知らないというのはそもそも学者ではない。これは学術論文ではないから、そういう考え方でやったのかもしれないけれども、それなら別途、先行研究はどういうのがあるんですかといったら、そんなものはすぐ出てこなければ話になりません。それがもしあるならば出してもらいたい。

今里課長 そこは確かめてみます。

安念副主査 何度も言うけれども、それは行政官サイドの責任ではありません。それは学者としてどれだけ誠実に仕事をしたかという問題だと私は思います。だから、これは暫定的なアチーブメントであるということであれば、それはそれで勿論結構だが、そうだとすると、この結論も勿論、暫定的なものでしかないという扱いになるのは当然のことである。だから、いいですよ、私は4.何平米というのが間違いだなんて全然申しません。確かに子どもはきゃっきゃ騒いでいるんだから、ある程度の広さがあった方がいいなんて、だれだってわかることです。けれども、それは本当にどれだけの科学的な知見に基づいているのかについては、これは暫定的な問題だから、ひょっとすると、きちんとやれば、8平米なければいけないという結論が出るかもしれない。そういう意味で暫定的なものというふうに扱わせていただくのが学問的な筋だろうなという気がいたします。

翁主査 これは3歳児神話と似た話で、保育園で育った人とそうでない人が本当に心身の健全な発達に有意に差があったかが実証されていないことに似ている。もともとは3歳児まで手元で育てないと発育が歪むのではないかという観念で考えられていたけれども、実際に保育園育ちの人だって心身歪まないで発達している例はたくさんあるわけで、そうは言い切れないことがわかってきた。同じように、保育所の面積によってどのぐらいの心身の発達が違うかというのは、本来は実証的に検証しなければならぬはずで、学問的にどの程度確立している分野なのかということも、私どもはわからないんです。

安念副主査 それと、もう1つ、これはこの人たちのミッションではないし、御課のミッションでもないから、すぐに言えることではないけれども、要するに、子どもにとってハッピーであるということが絶対の眼目です。その場合、子どもにとって、こうあるべきだというふうに、いわばノーマティブに最低基準を設定すると

いうのは1つの考え方だし、この人たちはそういうミッションだから、それでいいのですが、オールジャパンで考えて今よりよくするということが大切なはずで、すべての子どもを今よりよくする。つまり、お母さんが働きたいのに、保育してもらえないから、しょうがないから家にいる。とって、収入はない、家は狭い、お母さんはストレスでいっぱいだという現状がたくさんあるわけです。他方、少々手狭でもいいから、それでもまだ預かってもらった方がベターオフではないか。専門家の言うところの最低基準には満たなくても、今よりも子どもがベターオフになるということを選択すべきだというのは、1つの考え方としては当然ある話です。それをどう実行するのかということも、もう一方、視野に置いて議論しなければいけないのではないかなという気はします。保育の専門家にそれを考えるというのは無理な話だから、そこはもっと広い視野に立てる行政サイドの方のお考えということになるのではないのでしょうか。

今里課長 保育の専門家ではなくて、建築の専門家なんですけれども、そこはおっしゃるとおりだと思います。だからこそ、その研究報告の中そのものに、自分たちとしてはこう考えるけれども、本来、言わずもがなの部分ではあると思うんですけれども、実際に基準をつくるに当たっては、ほかの条件も考えて、国の方で考えるべきであるということも含めて御提言いただいているということです。

安念副主査 そこで国という主語になるのはどういう根拠ですか。

今里課長 それは法律に基づいて児童福祉施設最低基準を子どもは今は決めているということです。今、仮に児童福祉施設最低基準というものを国の基準としては決めないという決定をするに当たっても、そうすると、法制度体系を変えなければいけなくなりますので、そこをどうするかという、まず決めるのは国だと思うんです。そこから先、どういう仕組みにするのかということが決まってからは、もしかすると地方が決めるという仕組みも、純粹にオプションとしてはあり得る話かもしれません。ですから、今、国がと申し上げたのはそのレベルの話ではなくて、1段前の話として申し上げました。

翁主査 今、待機児童数がこれだけ拡大する中で、サービス量の拡充ということと、今の最低基準についてお示しいただいた考え方と、これからどのように進めていかれようと考えておられるのですか。

今里課長 そこは、1つには、別の事柄として、「規制改革推進のための3か年計画」で進めさせていただいている保育制度の改革の全体の話が当然あるわけであ

りまして、そのところで最低基準という問題と、認可という問題と、もろもろの問題がございます。そうしたときに、今、待機児童が多くて、量が足りていないということについては、今の仕組みの認可保育所で賄い切れない。ごく単純に言えば、そういう現状だと思うんです。そのところに他方、前にも御説明を申し上げますけれども、認可基準に達していながら、いろいろな事情で認可されないと、例えば、市町村の財政の状況等がある。そのところを手を入れようというのが、今回の制度改革で明らかな方向になっているわけですので、そのところを踏まえたときに、最低基準というものをどうするのかというのは連動してくる話です。中身の話として連動してくると同時に、量がどれだけそれによって確保されるかということも連動してくる話ですので、おっしゃられた、待機児童がいる現状で最低基準というものをどうするのかということは、供給を増やす方法をほかにも保育制度改革の中でとろうとしているわけですので、それとのセットで考えるということになるかと思えます。

安念副主査 今、課長がおっしゃった点ですけれども、御案内のように、田舎へ行くと、面積や園庭の面積を確保すること自体は財政的にそれほど面倒でなくても、先生の配置や、特に上乘せで配置するとなるとすごい人件費がかかるから、物理的な基準は満たしていても認定にならないという施設が結構あると聞きます。私は今、おっしゃった方向性は非常に重要だと思っているんですが、どのくらいあるとお感じになっていきますか。恐らく調査はできないでしょうけれども、つかみの印象で結構ですから。

今里課長 調査はできないですね。これも、今、おっしゃられた地方といいますか、都市部と、そうでないところで状況は変わってきているとは思いますが、ですから、今の話とは違う部分の話になってしまうんですが、例えば、都会でなかなかならないというのは、6割ぐらいは大体、認可基準は満たしているんだというようなことを言う人もいます。

安念副主査 そうですか。そうとなると、量的に、その子どものキャパシティは相当な数に上るということですね。

翁主査 待機の問題というのは基本的に都市部ですよ。国としても、そこは対応していかなければならないと思います。いろんな制約のある中で、多くの子どもたちに対して、できるだけ多くの機会を与えていくという、その姿勢が必要だと思います。この最低基準の問題は非常に大事だと思っていて、質の確保も非常に大事ですけれども、とりあえず、できるだけ多くの子どもたちに機会を与えるというこ

とで、うまく両立するような方向を考えていただきたいと思います。基本的にそこですよ。

安念副主査 私は元の職場が武蔵野市にあったものですから、武蔵野市の公立保育園改革にちょっと関わったんですが、ああいう比較的小さい自治体だと、こういう心配がある。つまり、大きなマンションが2つ3つできると、そこでばっと子どもの数が増え、それで1園ぐらいは増やさなければならない。ところが、そんなに子どもの数は増えるわけではないし、いずれどこかに転居するわけだから、1園増やしても10年くらいしか需要はないだろうという見込みがあるんです。そうすると、今の認可だと、条件が余りにヘビーなものだから、10年のために認可をつくりたくないという思いが非常に強くありましたね。恐らく、江東区とか、今、人口が急増しているところというのは、本当に差し迫って必要だけれども、どうしても恒久的な施設だという前提でできていますので、それが重過ぎて二の足を踏むという意識は結構あるんじゃないかなと思っています。

今里課長 私も上の子は武蔵野の認可保育所に行きましたけれども、下の子はいれなかったんです。ちょうどそういう時期にありました。おっしゃるような観点はあると思うんです。例えば、江東区はたしか数年前に、小学校が足りないの、これ以上マンションをつくってもらっては困るという問題が起きたと記憶していますが、それと同時に当然対策も進めていたわけでありまして、保育所に関して申しますと、デベロッパーさんに保育所もつくってくださいというお願いするとか、これはお願いでしかないんですけども、保育サービスにかかわる協力金みたいなものを、任意ですけども、お願いするとか、そういった形を取って、急激な社会的な人口移動に対応するというのは、自治体の方でもそれぞれ考えている。

それから、もう1つ、恒常的な施設に、例えば、10年ぐらいで云々ということをして市の仕組みとしてどう考えるかということなんですが、それはまさに今の保育の制度というものが、これからのこの国の在り方を考えていくときに、どれだけ必要になるのかどうかということも踏まえての、ある意味での投資効果というものを考えるんだという話になるんだと思います。それを基に制度設計をするんだと思います。

例えば、小学校で言えば、そういった議論は起きないわけでありまして、義務教育ですから、当然あるということです。それは、例え将来的に要らなくなったとしても、それは必要なんだというコンセンサスができていて、制度上、全部そうなっているということです。

ひるがえって保育の方を考えますと、そのところは、市町村に保育の実施義務はあるけれども、ただし書きがあって、ほかの方法でもいいというふうになっているということで、今のような、いわば、やるかやらないかという選択が事実上、選

択と言っではいけないんですけれども、生じているということでありませう。

その中で、先ほど主査の方からもありましたように、すべての子どもがきちっとした保育を受けられるように、どこに質を設定するかという話は別として、ちゃんと公的責任を果たした形でやっていくべきだというのは基本的な考え方になりますので、例外なくどこでも受けられるようにする。勿論、教育の義務という意味での義務ではありませんけれども、子どもたちにすべてそういったことができるような仕組みという方向で考えていかなければいけないということになりますと、短い期間で云々だからという考えは、自治体のあれはあると思いますけれども、余り取れないのかなという気は、政策の方向としてはいたします。

他方、同時に、これも規制改革会議からも御指摘いただいたような事柄として、保育ママの活用とか、そういうものもあります。ですから、急激な地域には、保育所を補完するものとしての家庭的保育事業というものも今後推進して行って、急激な増加、あるいは将来を見込んだときの対応というものに、多様なやり方で対応できるような全体の制度設計をしていくべきかなというふうに思います。

もう1つ申し上げますと、今、少子化の流れがあるわけでありませうので、少子化そのものがこのまま進んでいくと非常な問題になるということになりますと、年齢構成から見ますと、地域的には当然子どもは減るというのはあり得るのかもたしませんが、今のトレンドで、子どもはどうせ減るのだから、保育所をつくっても将来要らなくなるという考え方にもし立って何か政策が進むとすれば、少子化対策をある意味あきらめてしまっているということになりますので、適切ではないのではないかなとは思ひます。

翁主査 でも、自治体で二の足を踏んでいるところは実際あるんですね。ここを保育園にしても、20年後を考えたら、それをどうすればいいんだと。だから、国もそこをサポートしていくことは是非やっていただきたいと思ひます。

安念副主査 それはそうです。ただ、それは自治体や保育の関係者が悪いわけではなくて、国全体のリソースの分配が全然子どもに比重がかかっていない、我々から上の世代ばかり面倒見て、子どもには全然金をかけていないからそういうことになるわけであって、課長のおっしゃるように、10年後にはなくなるから無駄だなどという発想はひどい話です。それは私も全く同感ですね。

翁主査 これはやはり利用者に補助するか、それとも施設に補助するかということとも関連してくる議論だと思ひます。認可保育所だけに支援がいくというのは、最低基準を1つのメルクマールにして今までやってこられていますが、なかなか基準を満たす施設をつくることのできないという現状にかんがみると、そこも

考え直していただく、これから少子化部会で議論されるテーマだと思いますけれども、そういったところもしっかり検討していただきたいと思います。

今里課長 おっしゃるとおりで、そこは質の確保のバランスとの問題に常になるわけですが、認可という形と基準という形を質の確保の上でどういうふうに実効のあるものにするのかというのがポイントになるわけで、今までは認可と認可外、それから、認可になるものは最低基準、上乘せは可能という形でやってきたわけですが、そここのところの全体のツールをどう組み合わせていくかということにもなるかとは思いますが。

翁主査 これから少子化部会が開かれるというふうに聞いていますけれども、当面のスケジュールはどんな感じですか。

今里課長 今のところ、5月の日程だけが決まっております、19日に「規制改革推進のための3か年計画」の改定がございました。それから、認定こども園の検討委員会の報告が出ました。それから、この最低基準の研究の結果が出ました。それから、家庭的保育事業の実施基準やガイドラインに盛り込むべき事項というのも研究結果が出ております。そういったものを5月19日には、こういった事柄が第1次報告に出た後、あるいは並行して検討が進んできておりますということの報告をさせていただくということは、我々の中では方向性として決めております。ただ、その後、具体的に少子化部会において保育制度を含めた次世代育成支援の制度体系の具体的詳細検討というものを、いつ始めて、どこまでをターゲットにしてということは、ちょっと今、まだ検討途上であります。課題が非常に多岐にわたっていますので、実は今、洗い出しそのものの作業に時間がかかっている状況です。

翁主査 事務局の方から何かありますか。

事務局 この500ページの冊子を読ませていただければわかるのかもしれませんが、面積以外に、お子さん何人に保育士1人という職員配置基準や、調理室の必置の話などについても、同じような実証比較検証はされたのでしょうか。

伊藤補佐 今回はあくまで面積について、根拠がないという御指摘から始まった研究ですので、当然、面積について研究を行ったところです。

事務局 「規制改革推進のための3か年計画」では、例えばということで面積の話や、資格がある人が保育従事者の6割といったようなことを書いていますけれど

も、あくまで例示であって、最低基準すべてについて検証するという了解だったのですが、この研究は面積基準だけということですか。

伊藤補佐 我々の理解としては、あくまでそういったやりとりの中で、最低基準の中で、特に数値基準については昭和 23 年から 1 度も見直されていない。例えば、職員の配置基準の方は平成 12 年に直すなど、適宜見直されているところなのですが、一方、面積の方は昭和 23 年から全く見直されていない。それは本当に根拠があるのかというような御指摘を踏まえて、23 年から見直していない部分についてチェックしようということでやらせていただいたところです。ちなみに、職員配置の方は、先ほど述べたとおり、平成 12 年にも見直しているという経緯もあります。あと、調理室の方は、特区の方で今、検証などを行っているところですので、そちらの方でまた、いろいろ実証的なものも含めてやっていきたいと思います。

翁主査 よろしいですか。では、今日はどうもありがとうございました。またよろしく願いいたします。

(以上)